物価２

令和5年度　物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

都道府県名	静岡県
地方公共団体名	菊川市
都道府県・市町村コード(5桁)	22224
担当部局課名	企画財政部企画政策課
担当者氏名	
電話番号	0537-35-0900
メールアドレス	hkakuhi@city.shizuoka.lg.jp

交付対象経費（地方単独事業費）		
	国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	31,851
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	203,000
	国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	7,200
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	117,500
	国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	3,050
	国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

（単位：千円）

既配分額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	–
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	134,792
既配分額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	4,814
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	–
既配分額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	–
既配分額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

今回配分予定額 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	31,851
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	33,698
今回配分予定額 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	1,204
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	117,500
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	3,050
今回配分予定額 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–

配分予定額計 国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額①	31,851
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額②	168,490
配分予定額計 国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③	6,018
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④	117,500
配分予定額計 国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤	3,050
配分予定額計 国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥	–
配分予定額計	326,909

国のR5補正予算分（推奨事業メニュー分） 交付限度額① （令和5年11月通知分）	94,103
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額② （令和5年11月通知分）	134,792
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 給付費 交付限度額② （令和5年1月通知分）	33,698
小計 交付限度額②	168,490
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③ （令和5年11月通知分）	4,814
国のR5補正予算分（低所得世帯支援枠分） 事務費 交付限度額③ （令和5年1月通知分）	1,204
小計 交付限度額③	6,018
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費 交付限度額④ （令和5年12月通知分）	331,310
国のR5予備費分（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費 交付限度額⑤ （令和5年12月通知分）	26,115
国のR5予備費分（給付支援サービス分） 交付限度額⑥ （令和●●年●月通知分）	–

自動計算分	62,252
手動入力分	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された推奨事業メニュー分交付限度額①に係る希望額） 小計：自動計算分＋手動入力分（交付限度額①を上限とする）	62,252
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（給付費）交付限度額②に係る希望額）	–
本省繰越希望額 （R5補正予算により措置された低所得世帯支援枠分（事務費）交付限度額③に係る希望額）	–
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（給付費） 交付限度額④に係る希望額）	213,810
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付金・定額減税一体支援枠分（事務費） 交付限度額⑤に係る希望額）	23,065
本省繰越希望額 （R5予備費により措置された給付支援サービス分 交付限度額⑥に係る希望額）	–

移替先	総務省
交付限度額計	626,036

		No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	福祉の措置であることがかかる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B1 国のR5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B2 国のR5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B2 国のR5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B3 国のR5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B3 国のR5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B4 国のR5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③算定根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
												合計	382,573	362,601	31,851	203,000	7,200	117,500	3,050	–	19,972												
差押禁止法の対象範囲	住民税均等割非課税世帯への支援（低所得枠）	1	R5_補正	低所得	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（住民税非課税世帯分）【物価高騰対策給付金】	1．物価高から国民生活を守る	○	–		210,200	210,200	–	203,000	7,200	–	–	–	–	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯 2900世帯×70千円 事務費　7200千円 事務費の内容　【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出】 ④R5年度分の住民税非課税世帯 （2900世帯）	–	○	–	R6.2	R6.3	対象世帯に対して令和6年2月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	住民税均等割のみ課税世帯への支援（一体給付）	2	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）【物価高騰対策給付金】	1．物価高から国民生活を守る	○	–		97,218	92,250	–	–	–	90,000	2,250	–	4,968	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 900世帯×100千円 事務費　7,218千円（No.2.3事務費合計9,758千円のうち均等割900世帯分） 事務費の内容　【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出】 ④R5年度分の住民税均等割のみ課税世帯 （900世帯）	–	○	–	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
	こども加算（一体給付）	3	R5_予備	一体支援	○	○	○	物価高騰対応重点支援給付金（こども加算分）【物価高騰対策給付金】	1．物価高から国民生活を守る	○	–		30,067	28,300	–	–	–	27,500	800	–	1,767	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額　R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に係る子ども加算分　550人×50千円 事務費　2,567千円（No.2.3事務費合計9,758千円のうち子ども加算世帯320世帯分） 事務費の内容　【需用費（事務用品等） 役務費（郵送料等） 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出】 ④R5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯のうち子どもがいる世帯 （320世帯）	–	○	–	R6.3	R6.3	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	ホームページ、広報誌	対象分野に関連しない			R5補正（地）
※事務連絡参照	新たに住民税非課税等となる世帯への支援（一体給付）	4											–	–	–	–	–	–	–	–												
	調整給付（一体給付）	5											–	–	–	–	–	–	–	–												
	給付支援サービス（一体給付）	6											–	–	–	–	–	–	–	–												
	住民税均等割非課税世帯等への支援に係る本体分の事業費（家計急変への横出し等・補正）	7											–	–				–	–	–	–												
	一体給付に係る本体分の事業費（上乗せ1・予備費）	8											–	–	–	–	–	–	–	–	–												
対象範囲外	住民税均等割非課税世帯等への支援分の事業費（上乗せ2・推奨分）	9											–	–				–	–	–													

No	国の予算年度	枠	地方単独事業	エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対して事業の効果が直接及ぶ	臨時の措置であることが分かる事業名称としている	交付対象事業の名称	経済対策との関係	対象外経費に臨時交付金を充当していない	推奨事業メニュー	⑨を選択した場合、より効果があると考える理由	A 総事業費	B 交付対象経費	B 1 国の R5補正予算分（交付限度額①）（推奨事業メニュー分）	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額②）（低所得世帯支援枠分）給付費	B 2 国の R5補正予算分（交付限度額③）（低所得世帯支援枠分）事務費	B 3 国の R5予備費（交付限度額④）（給付金・定額減税一体支援枠分） 給付費	B 3 国の R5予備費（交付限度額⑤）（給付金・定額減税一体支援枠分） 事務費	B 4 国の R5予備費（交付限度額⑥）（給付支援サービス分）	C その他（一般財源や補助対象外経費等）	事業の概要（①②③④を必ずそれぞれの項目毎に明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	事業始期	事業終期	成果目標（可能な限り定量的指標を設定）	実施状況の公表等について（HP、広報紙など）	備考1（重点支援地方交付金の追加を踏まえた各省庁の通知の発出状況に定義されている対象分野）	備考2	備考3	自治体での予算区分
10	R5_補正	推奨事業	○	○	○	社会福祉施設等物価高騰対策福祉サービス継続支援事業（障害者施設等対応分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		2,628	2,628	2,628						–	①電力・ガス・食品価格等の物価高騰の影響を受けている障害者施設等を支援するため、支援金を給付する。 ②障害者施設等緊急支援金 ③支援金額　2,628千円 （内訳） ・入所系　5事業所（定員221人）　※基準：定員6千円／人×定員221人＝1,326千円 ・通所系　23事業所（定員411人）　※基準：定員3千円／人×定員411人＝1,233千円～1,218千円（※1事業所：9/12） ・訪問系　0事業所　※基準：事業所数14千円／か所×事業所数0か所＝0千円 ・その他　6事業所　※基準：事業所数14千円／か所×事業所数6か所＝84千円 ④市内障害者施設等	–	–	–	R6.1	R6.2	対象事業所に対して令和6年2月までに支給を完了する	対象事業所に通知				R5補正（地）
11	R5_補正	推奨事業	○	○	○	社会福祉施設等物価高騰対策福祉サービス継続支援事業（介護サービス事業所等対応分）	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		5,081	5,081	5,081						–	①電力・ガス・食品価格等の物価高騰の影響を受けている介護サービス施設等を支援するため、支援金を給付する。 ②介護サービス施設等緊急支援金 ③支援金額　5,081千円 （内訳） ・入所系　11事業所 6千円／人×定員526人＝3,156千円 ・通所系　17事業所 3千円／人×定員525人＝1,575千円 ・訪問系　10事業所 14千円／箇所×事業所数10か所＝140千円 ・その他　15事業所 14千円／箇所×事業所数15か所＝210千円 ④市内介護サービス施設等	–	–	–	R6.1	R6.3	補助件数　26件	ホームページ				R5補正（地）
12	R5_補正	推奨事業	○	○	○	姫川病院物価高騰対策支援	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援		10,601	9,000	9,000						1,601	①電力等の高騰が続く中、市立病院等の電気、重油料の支援を行い、安定した経営体制を確保することを目的として、病院会計事業への繰出・支援を実施する。 ②病院会計事業に繰り出し、病院施設の電気、重油料の高騰分に当たる費用 ③電気、重油料高騰分（R5.4月～R6.3月支払い分）　10,601千円 ④病院会計事業者	–	–	–	R5.4	R6.3	市立病院等の電気、重油料の上昇分を補助することにより、経営の安定化を図る。	ホームページ	医療（光熱費関係）			R5当初（地）
13	R5_補正	推奨事業	○	○	○	自然エネルギー利用促進補助金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援		3,520	3,520	3,520						–	①電気代高騰により増加した家庭でのエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ設備導入に対する支援を行う。 ②自然エネルギー利用促進補助金 ③補助金額　3,520千円 （内訳） 太陽光発電システム設置補助　4千円×5kw×80基＝1,600千円 太陽熱温水器設置補助　2千円×4ml×3基＝24千円 ソーラーシステム設置補助　2千円×6ml×3基＝36千円 家庭用ハイブリッドエンジン蓄電池設置補助　1.2千円×5kw×31基＝1,860千円 ④太陽光発電システム、太陽熱温水器等を新たに設置しようとする世帯	–	–	–	R5.4	R6.3	交付件数　117件	ホームページ				R5当初（地）
14	R5_補正	推奨事業	○	○	○	省エネ農業用機器等導入事業補助金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		5,000	4,802	4,802						198	①燃油や電気代高騰に長期的に対応するため、省エネ効果の見込まれる農業用機器等の導入を支援する。 ②省エネ農業用機器等導入事業補助金 ③補助金額　5,000千円（1経営体あたり上限300千円） ④市に住所又はまたる事業所の所在地を有する認定農業者156経営体	–	–	–	R5.9	R6.3	事業を活用する農業者数17経営体	ホームページ				R5補正（地）
15	R5_補正	推奨事業	○	○	○	省エネ設備導入促進事業補助金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援		8,300	6,800	6,800						1,500	①燃油や電気代高騰に長期的に対応するため、省エネ性の高い設備の導入に対する支援を行う。 ②省エネ設備導入促進事業費補助金 ③補助金額　8,300千円 （内訳） ・通常枠　上限1,000千円×5件＝5,000千円（補助率1/6以内） ・特別枠　上限1,500千円×2件＝3,000千円（補助率1/4以内） ・その他（上限以下の申請）　300千円×1件＝300千円（補助率1/6以内） ④中小企業（市内外に設置する工場・事務所・その他事業場全体での年間エネルギー使用料が原油換算で1,500kl に満たない。）	–	–	–	R5.7	R6.3	補助件数8件	ホームページ				R5補正（地）
16	R5_補正	推奨事業	○	○	○	貨物自動車運送事業者臨時給付金	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援		5,520	10	10						5,510	①長期化する燃料高騰の影響を大きく受けている貨物自動車運送事業者に対し、給付金を支給することで市内運送事業者の経営を支援する。 ②貨物自動車運送事業者臨時給付金 ③給付金額　5,520千円 （内訳） ・普通・小型　15千円×360台＝5,400千円 ・軽自動車　3千円×40台＝120千円 ④市内に本社又は事業所のある貨物自動車運送事業者	–	–	–	R5.10	R6.1	支給対象台数400台	ホームページ				R5補正（地）
17	R5_補正	推奨事業	○	○	○	文化会館指定管理者電力高騰対策支援	Ⅰ．物価高から国民生活を守る	○	⑨推奨事業メニュー例より1も更に効果があると判断する地方単独事業	電気料金高騰により文化施設の電気料等が高騰し事業経費が増大していることから、安定した事業経営を継続するためには、指定管理者が負担する電力価格高騰分等の支援を実施する必要があるため。	4,438	10	10						4,428	①電力等の物価高騰が続く中、安定した運営体制を確保することを目的として、指定管理者への支援を実施する。 ②指定管理者負担金 ③電気料等高騰分（R5.4月～R5.9月分）　4,438千円 ④指定管理者	–	–	–	R5.4	R5.9	文化会館アエルの電気料等の上昇分の補助を行う事により、運営の安定化を図る。	ホームページ	対象分野に関連しない			R5補正（地）
18											–	–																	
19											–	–																	
20											–	–																	
21											–	–																	
22																													